

## 豊橋市障害児者相談支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業（以下「相談支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施)

第2条 市長は、相談支援事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）に委託することができる。

- 2 相談支援事業を実施する場所は、事業所のほか障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者のニーズに応じた場所とする。
- 3 相談支援事業の実施にあたっては、常勤の相談支援専門員を1名以上配置するものとする。
- 4 相談支援事業を委託された事業者（以下「事業者」という。）は、緊急的又は突発的な相談支援の要請に備え、夜間等の相談に対応できる体制を整備するものとする。

### (利用対象者)

第3条 相談支援事業の対象者は、市内在住の障害者等、障害者等の家族又は障害者等の介護を行う者であって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者とする。

### (事業の内容)

第4条 相談支援事業の事業内容は次のとおりとする。

#### (1) 障害福祉サービスの利用援助

- ア サービス情報の提供
- イ 障害福祉サービス事業所、相談機関、関係機関の紹介
- ウ サービス利用の助言
- エ サービス利用申請の援助

#### (2) 社会資源を活用するための支援

- ア 就労系事業所の情報提供
- イ 福祉機器の利用助言
- ウ 情報機器の活用に関する支援
- エ 料理等の支援
- オ コミュニケーションの支援（代筆、代読等）
- カ 住宅改修の助言
- キ 住宅の情報提供
- ク 生活情報の提供（交通、ホテル、買い物、映画、音楽等）

(3) 社会生活力を高めるための支援

- ア 障害の受容に関する支援
- イ 家族関係、人間関係の助言
- ウ 身だしなみの支援
- エ 健康管理の支援
- オ 家事、家庭管理の支援
- カ 金銭管理の支援
- キ 安全管理の支援
- ク 交通・移動手段の利用の支援
- ケ 趣味、余暇活動の支援
- コ 人生設計の助言

(4) 権利擁護のために必要な援助

- ア 障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合の迅速な対応
- イ 成年後見制度の利用が必要と認められる場合の利用支援
- ウ 障害を理由とする不当な差別的取り扱いの事実を発見した場合の迅速な対応

(5) 地域移行のための支援

- ア 精神科病院及び障害者支援施設からの退院・退所可能者に対して地域移行に関する情報の提供、意欲喚起等の個別アプローチの実施
- イ 地域移行後の生活の場の確保のための支援
- ウ 生活体験の場の利用に関する支援

(6) 災害時支援

(専門的職員の配置等)

第5条 事業者は、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図るものとする。

2 事業者は、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応を行うものとする。

3 事業者は、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者に対し、指導・助言を行うものとする。

(障害者自立支援協議会)

第6条 事業者は、事業の中立性及び公平性を確保する観点から、豊橋市障害者自立支援協議会設置要綱に基づき、障害者自立支援協議会に参加し、中核的・主導的な役割を果たすとともに、重層的支援体制の構築に資するものとする。

(障害支援区分に係る認定調査)

第7条 事業者は、法第20条第2項の規定による調査業務及び地域相談支援給付決定に係る障害支援区分認定調査項目の調査業務を行うものとする。

(運営体制の整備)

第8条 事業者は、相談支援事業の趣旨を踏まえ、利用者の多様なニーズに対応した継続的な支援を行うため、随時相談等運営体制の整備を図るものとする。

(費用の負担)

第9条 相談支援事業の利用に関し、利用者負担は求めないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の制定による他の要綱の廃止)

2. 豊橋市障害者相談支援機能強化事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。